

長崎県五島中央病院勤怠管理システムに係る公募型プロポーザル募集要領

令和8年6月19日

長崎県五島中央病院 院長 竹島 史直

1. 業務名

長崎県五島中央病院勤怠管理システム構築業務

2. 業務の履行場所

長崎県五島中央病院 長崎県五島市吉久木町205番地

3. 委託期間

契約日から令和9年3月31日

4. 業務の目的

本業務は、勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みを実施し、働き方改革の推進を図ることを目的とする。

5. 業務の内容

業務の内容は、以下の通りとし、業務の詳細は「長崎県五島中央病院勤怠管理システム仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定めるところによる。

- ① システム構築業務
- ② システム移行業務
- ③ システム運用・保守

6. 業務の実施方法

「仕様書」に定めるところによる。

7. 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

プロポーザルに参加しようとする場合は、プロポーザル参加申込書（以下、「参加申込書」という。）、参加資格要件が確認できる資格審査書類及び提案書をそれぞれの期日までに提出すること。

なお、参加資格要件がないことが判明した場合、それ以降の手続きには参加できない。

8. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から令和8年8月4日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から令和8年8月4日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を、令和8年7月7日から令和8年8月4日に至るまで有している者であること、もしくは、本プロポーザルにかかる「公募型プロポーザルの参加者の資格等（告示）」の参加資格に示したプロポーザル参加資格を有すると認められた者であること。
- (6) 本プロポーザルにかかる「公募型プロポーザルの参加者の資格等（告示）」の参加資格に示したプロポーザル参加資格を有すると認められた者であること。

9. 参加手続き

(1) 担当部局

長崎県五島中央病院 財務係
〒853-0031 長崎県五島市吉久木町205番地
TEL：0959-72-3181
FAX：0959-72-2881
メール：gobyou@nagasaki-hosp-agency.or.jp

(2) 募集要領の配付

上記「(1)」の場所で令和8年6月22日（月）から令和8年7月24日（金）まで（土日・祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、各種様式は、長崎県五島中病院又は長崎県病院企業団本部のホームページからのダウンロードも可能であるが、「仕様書等」についてはプロポーザル参加申込後に個別配布するものとする。

- ・長崎県五島中央病院ホームページ
<https://www.gotocyuoh-hospital.jp/>

・長崎県病院企業団ホームページ

<https://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

10. 参加申込み

(1) 参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書（様式1）を提出すること。

参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

(2) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時必着

持参又は郵送（期限内必着のこと。）で行うこと。

① 郵送の場合は簡易書留又はレターパックにて提出すること。

② 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までとする。

(3) 提出場所

「9の(1)」の担当部局とする。

(4) 参加辞退

参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の長崎県病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

11. 質疑回答

(1) 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書（様式2）を提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ただし、様式や手続きの確認など軽微なものは口頭により回答する場合がある。

(2) 提出期限

① 参加申請書関係

令和8年6月22日（月）から令和8年6月29日（月）午後5時まで

② 企画提案書関係

令和8年7月7日（火）から令和8年7月14日（火）午後5時まで

※質問書に質疑内容を明記の上、タイトルを「長崎県五島中央病院勤怠管理システム構築業務プロポーザルに関する質疑」とし、メールで送信すること。送信後は、「9の(1)」の担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 提出場所

「9の(1)」の担当部局とする。

(4) 回答

① 参加申請書関係

令和8年7月3日（金）午後5時まで

② 企画提案書関係

令和8年7月27日（月）午後5時まで

※質疑に対する回答は、上記期日までに、共通事項については、参加者全員に、個別事項については質問者へ、随時、メールにて担当者宛通知するが、この場合受け取った旨を電話で連絡すること。

1 2. 参加資格審査

(1) 資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加申込書提出時又は提出後、以下の書類を提出すること。

- ① 公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式3）（以下、「資格審査申請書」という。）及び添付書類一式
- ② 印鑑届（様式4）
- ③ 口座振替申込書（様式5）
- ④ 受託実績調査表（様式6）

(2) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時必着

持参又は郵送（期限内必着のこと。）で行うこと。

(3) 提出場所

「9の(1)」の担当部局とする。

(4) 結果の通知

令和8年7月7日（火）までに資格審査結果通知書（様式7）により通知する。

なお、参加資格がないと認められた者はその後のプロポーザルには参加できない。

1 3. 提案書

資格審査書類を提出し参加資格が認められた者は、次に掲げる事項を明記した提案書及び添付書類を提出すること。提案書の提出がない者の参加は認められない。

提案書の作成についての詳細は（別紙）「提案書等の作成要領」による。

(1) 提出書類（自由様式のものについては、（別紙）「提案書等の作成要領」により指定している事項を記載していれば、特に形式は問わないが、原則A4版に印刷すること。A3版を使用する場合は片面印刷としA4版に折り込むこと。）

- ① 企画提案書（提案様式1）
- ② 企画提案書表紙（任意様式）
- ③ 会社概要説明（任意様式・パンフレット可）

④ 提案システムの概要（任意様式）

⑤ 受託実績一覧表（提案様式2）

⑥ 見積提案書（提案様式3）

提案上限額目安：900万円（税抜）※契約時の予定価格とするものではない。

⑦ 保守・運用支援にかかる費用見積提案書（提案様式4）

⑧ 長崎県五島中央病院勤怠管理システム 機能要件回答書

(2) 留意事項

記載については「仕様書」の内容を満たすこと。また「【別記】長崎県五島中央病院勤怠管理システム構築業務 機能要件書」を参照すること。

(3) 提出期間

令和8年7月7日（火）～令和8年7月27日（月）午後5時必着

持参又は郵送（期限内必着のこと。）で行うこと。

① 郵送の場合は簡易書留又はレターパックにて提出すること。

② 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までとする。

(4) 提出場所

「9の(1)」の担当部局とする。

(5) 提出部数

10部（1部を正本とし、残りは複写で可）。原則としてA4版（左綴じ）で作成すること。

14. プレゼンテーションについて

(1) 通知

プレゼンテーションの日時については後日通知する。なお、プレゼンテーションに出席できないときは失格とする。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは提案書に基づき行い、「【別記】長崎県五島中央病院勤怠管理システム構築業務 機能要件書」に記載している内容を中心に、専門家でなくてもわかりやすいプレゼンテーションをすること。また、提案内容はすべて実現可能なものであること。

15. 応募及び提出書類等に関する注意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却等

原則として提出書類は返却しない。また、当院は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。ただし、参加申込書及び添付書類並びに提案書及びその審査・選定に関する文書は、長崎県病院企業団情報公開条例の規定により開示請求があった場合、開示する場合がある。

(3) 当院からの提供資料の取扱い

当院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更

提出された書類は変更を求めることができない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類は無効とする。

(7) 提出書類作成に用いる言語等

① 提出書類は原則として日本語で作成すること。なお、やむを得ず外国語で記載する場合は、日本語の訳文を付記するか添付すること。

② 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載すること。

1 6. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準表に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

最高得点者は、五島中央病院機種等選定委員会の各選定委員が採点（500 点満点）した結果を合計した点数を評価点数とし、決定するものとする。

(2) 評価項目

「【別紙】長崎県五島中央病院勤怠管理システム構築業務 評価基準表」のとおり。

(3) 参加が無効となる場合

参加申込書、提案書及びその他添付資料が次に該当する場合は、参加を無効とする。

① 提出期限が経過して到着した場合

② 故意に虚偽の記載がなされている場合

(4) 契約候補者の選定結果の通知

プレゼンテーション最終日から7日以内（土日・祝祭日を除く。）に行う。

1 7. 契約方法

「1 6」の選定終了後、発注者は選定された最高得点者と別途協議を行うものとする。

協議が整った場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約により契約を締結する。

この場合において、協議が整わないときは、次点者と同様の契約手続きを行うものとする。